

発議案第10号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月17日提出

提出者 北上市議会総務常任委員会
委員長 平野明紀

提案理由

免税軽油制度の継続を求めるため、政府関係機関に対し、意見書を提出しようとするものである。

免税軽油制度の継続を求める意見書

農林業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、令和6年度税制改正により、令和9年3月31日まで延長されています。

免税軽油制度は、農林業用機械を使用する事業者やゲレンデ整備車を使用するスキー場経営者にとって大きな支援となってきました。

物価高騰及び資材単価の上昇が長期化する中、地域産業を取り巻く経営環境は一層厳しさが増している状況にあり、制度が廃止されれば、すでに困難を抱える農林業経営や索道事業経営に、更なる深刻な影響を及ぼすことは避けられません。地域産業の振興を図る観点からも、軽油引取税の課税免除の特例措置延長が必要です。

よって、国及び政府関係機関に対し、免税軽油制度を令和9年度以降も継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年3月17日

岩手県北上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官